

社会福祉法人萱垣会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

施行 令和2年4月15日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人萱垣会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内（但し職員給与が支給されている常勤理事の給与は含まない）とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間150万円以内とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 各々の監事の報酬は、「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において決めるものとする。
- 5 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前も

って支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く）は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる排除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の基準として公表する。

（旅費）

第9条 非常勤役員等及び非常勤評議員が、役員会及び評議委員会、その他の報酬を受ける会議に出席する場合は、「萱垣会給与規程21条（通勤手当）」の規定に従い旅費を支給する。ただし、法人で送迎した際には支給しない。

- 2 役員及び評議員が、公務のため旅行したときは、「萱垣会就業規則第38条（旅費）」の規定にしたがい旅費を支給する。

（評議員選任・解任委員及び第三者委員及び入所判定委員）

第10条 評議員選任・解任委員及び第三者委員及び入所判定委員の費用弁償の額は、別記3のとおり定める。

- 2 評議員選任・解任委員及び第三者委員及び入所判定委員が、委嘱を受けた施設の会議に出席する場合の旅費は、費用弁償額の中に含むものとする。
- 3 評議員選任・解任委員及び第三者委員及び入所判定委員が、公務のため旅行したときは、「萱垣会就業規則第38条旅費」の規定にしたがい旅費を支給する。

（退職慰労金）

第11条 社会福祉法人萱垣会理事・監事が退任した場合は、別途定める「社会福祉法人萱垣会役員退任手当規程」にしたがい退職慰労金を支給する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 13 日（定時評議員会の議決日）から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

別記1（第4条3項）

1 非常勤理事の報酬

（1）報酬額

区分	報酬額	備考
非常勤理事	月額 30,000 円	年額 360,000 円
常勤理事	なし	なし

（2）理事長の非常勤専従の報酬

	報酬基準額	要件
理事長の非常勤専従の報酬	月額 360,000 円	勤務の状況により調整する。

2 監事の報酬

（1）主要会議の報酬額

区分	報酬額	備考
役員会・評議員会	1回につき 30,000 円	
会計監査	1回につき 30,000 円	
行政監査立会	1回につき 15,000 円	

（2）その他の報酬額

区分	報酬額	備考
評価事業等	1回につき 5,000 円	
建設委員会（入札・設計審査等）	1回につき 5,000 円	
祝賀行事・地鎮祭・竣工式等	なし	

別記2（第4条5項）

1 評議員の報酬

（1）主要会議の報酬額

区分	報酬額	備考
評議員会	1回につき 30,000 円	

（2）その他の報酬額

区分	報酬額	備考
評価事業等	1回につき 5,000 円	
建設委員会（入札・設計審査等）	1回につき 5,000 円	
祝賀行事・地鎮祭・竣工式等	なし	

別記3（10条1項）

1 評議員選任・解任委員及び第三者委員及び入所判定委員の費用弁償の額

（1）主要会議の費用弁償

職	要件	費用弁償額
評議員選任解任委員	評議員選任解任委員会	1回につき 5,000 円
第三者委員	評価事業、第三者委員会	1回につき 5,000 円
入居判定委員	入所判定委員会	1回につき 5,000 円

（2）その他の費用弁償

職	要件	費用弁償額
評議員選任解任委員	祝賀会・地鎮祭・上棟式・竣工式等	なし
第三者委員	祝賀会・地鎮祭・上棟式・竣工式等	なし
入居判定委員	祝賀会・地鎮祭・上棟式・竣工式等	なし